

令和7年度第1回文化財保護委員会会議録

日 時：令和7年7月15日（火）

午後2時30分から

場 所：金津本陣 IKOSSA 3階 研修室1

（日程）

1. あわら市文化財保護委員（樋口氏） 委嘱状 交付
2. 文化学習課長あいさつ
3. 議題
 - （1） あわら市指定文化財の諮問に係る再審議について
・ 願慶寺文書
 - （2） あわら市文化財保存活用地域計画（案）の承認について
 - （3） 令和7年度市指定候補案件について
4. 報告
 - （1） 令和6年度文化財保護事業報告と令和7年度文化財保護事業経過について
 - （2） 神宮寺城跡の保存活用について

（出席委員）

吉田 純一	水野 和雄	長野 栄俊	藪内 昭男
藤川 明宏	樋口 潤一	能美 進	

（事務局）

文化学習課長 中道 和也	郷土歴史資料館 館長 九千房 英之
郷土歴史資料館 館長補佐 橋本 幸久	郷土歴史資料館 技師 橋本 可奈

【文化学習課長あいさつ】

〔議題1〕あわら市指定文化財の諮問に係る再審議について

(事務局より説明)

委員長：こちらは前回も議題に上がっていた。今の説明について何か質問等あるか。

委員：前回の目録は、現状保存されている状態の目録であったため、いつの時代のものが何点あるのかが分かりにくかった。そして、指定するにあたって評価できる点が分からなかった。これを改善するために、年代順に並べ、評価される13項目ごとに分類番号を付した。私から評価できる点として、絵地図類の追加をお願いした。単に宗教史としてだけでなく、地域の景観を伝える資料として17世紀前半の古いものもあるので、評価できるポイントと考えた。北西さんが願慶寺文書について書かれた本の中で日記と記録がたくさんあるという点を挙げていて、寺の日常を伝える物からテーマに基づいて書かれた記録が120点くらいあり、18世紀から19世紀に書かれた資料が多い。これだけまとまって、日記類が残っていることも珍しく、評価できるポイントと考えられる。

委員長：他に何かあるか。

委員：12番の過去帳も指定するのか。

事務局：住職に確認したところ、指定することは問題ないが、公開することはできないと言われている。17世紀のものからあり、古いので記録と合わせて保存した方が良いと思い、指定に入れている。

委員：一般に売られている本で先祖調べをする方法が出ていて、それにも過去帳は見せてもらえない前提となっているが、住職にお願いすると調べてくれることもあるというような書き方がされている。基本的に過去帳は公開されないことになっているが、自分の先祖が載っているか確認してもらうことは禁じられていない。指定することによって、過去帳の存在を知ってもらうことは大事だが、非公開の物を指定して良いのという問題がある。

委員：目録として指定するわけではない。過去帳を指定するならば当然その中身も含めて指定することになる。

事務局：過去帳の中身は撮影できないが、表紙だけは撮影しており、表紙に何年から何年までと書かれているので、いつ頃の物かは知ることができる。

委員：表紙だけしか分からないものが、文化財として指定対象になるのか。指定される古文書は内容が分かるから意味があるのだと思う。過去帳で指定となっている例はあるのか。

委員：埼玉県指定文化財で過去帳がある。

委員：指定文化財は公開・活用が基本となる。指定文化財となると、市民共有の財産として守っていくものとして位置づけられる。原則公開できないものを指定文化財にすることは難しい判断となる。

委員：寺から指定に入れてほしいと要望があるのか。

事務局：ではなく、指定にしても良いと言われている。私は指定に含めるべきだと考え、入れたが、委員の皆さんはどう考えるか。

委員長：指定して、公開しないということが許されるかどうかの問題である。

事務局：市内の福井県指定龍鐸寺梅山聞本禅師像は寺の意向で非公開となっている。

委員：何年かに1回も公開していないのか。

事務局：していない。平成28年に梅山聞本禅師600回忌を記念し、当館で企画展を行ったとき1週間だけ公開した。寺にとって特別な時だけ公開するが、それ以外は公開しない。あわら市指定文化財の畝畦観音も秘仏で、写真だけしか公開していない。

委員：過去帳の中身は写真もだめではないか。

事務局：そうだ。

委員：どうしても過去帳を指定するほどの価値があるのか。

事務局：中世まで遡るような古いものだと県指定となっているものもある。願慶寺文書の過去帳はそこまでは遡らないが、17世紀のものである。他の寺では18か19世紀以降のものがほとんどであり、17世紀のものは重要であると考え、指定に入れた。

委員長：そうなる、むしろ古くて珍しいから見たいという人も出てくるのではないか。

委員：過去帳には明治時代のものも入っているのか。

事務局：入っている。時代ごとに古いものだけ入れるというわけにはいかなかったので、全部含めている。

委員：明治時代の過去帳を指定にしている例はないと思う。

事務局：近年、古文書の指定は一括でいろいろなものを含んで指定している場合が多く、今回もなるべく含められるものは含めた。

委員：過去帳は過去帳だけで箱に入っているのか。

事務局：過去帳は住職が別個に持っている。

過去帳は指定から外した方が良いか。ご意見いただきたい。

委員：指定は公開を前提としているため、それが果たせないのであれば、指定する必要はない。

事務局：では、過去帳8点を除き574点とする。

委員：除外対象となっている名号なども指定対象となるのではないか。

事務局：今回は種別を古文書で指定するため、古文書かどうかを考えた際に、名号は古文書ではないと考え、指定から外した。それらは、典籍・書跡に入ると考えた。

委員：浄土真宗における名号の位置付けは古文書というより仏像に近いようなものである。それが文書と一緒に入っているのはどうなのかと思う。

事務局：嫁威しの版木も古文書ではないため、わざと除いていて、それはいずれ民俗文化財として指定したいと考えている。名号についても、市内には他にも名号がたくさんあるので、きちんと調べた上で指定にするかどうか判断したい。

委員：目録は印刷物となるのか。

事務局：最終的には除外対象は除いて一覧にし、公開する。

委員：他の古文書の事例で、文書目録の中で指定となっているものだけ印がつけてあり、指定となっていないものも、どのようなものがあるか分かるようになっている例がある。

事務局：寺にはすべて記載された目録を残そうと考えているが、一般公開するものは指定だけを記載したものにしようと考えている。

委員：過去帳はあるが市指定からは外れているという情報はデジタルアーカイブなどで公開したら良いのではないか。

事務局：今後どのような方法でどこまで公開しても良いか寺と相談して決める。

委員長：他に意見はあるか。

委員：絵図は古文書の分類に入るのか。

委員：これまで県内では古文書と絵図は一体の物として、古文書群の中に含めることがほとんどである。

事務局：あわら市指定大連三郎左衛門家文書も絵図を含めて指定している。

委員：記録や文書とセットになった絵図もあるので、それを切り離してしまうことは問題がある。

委員長：それでは、今出た意見を踏まえ目録や調書を修正するように。

〔議題2〕あわら市文化財保存活用地域計画（案）の承認について

（事務局より説明）

委員長：何か意見はあるか。

委員：21 ページ細呂木の漢字が細呂宜となっている。また、同ページでは、玉作りと表記されているが、60 ページでは、玉造りとなっている。

事務局：直す。今、文化庁と全体チェックを行っているため、細かい文言は修正が入る。そのため、一言一句これと同じものが認定される訳ではないことをご了解いただきたい。

委員長：これは本になるのか。

事務局：冊子になる。

委員：地域計画は、文化庁が了承するかどうか問題となる。地域計画の委員もしているが、文化庁とどこまで話を進めているのか。

事務局：現在まで文化庁と4、5回のやり取りをして、大筋の流れは承認いただいている。細かい文言の修正がちょうど先週金曜日に返ってきたところで、今はそこを直している。

委員長：文化庁はかなり厳しいので、どこまで進んでいるのか気になった。

事務局：8分目くらいまできている。

委員：11 ページの地図で、隣接する自治体で岐阜県と滋賀県は県までしか入っていないが、石川県は石川県加賀市となっている。

事務局：あわら市と直接隣り合っており、本文中で加賀市が出てくるため、このようにした。

委員長：13 ページの地質分類図は見づらいが、色をつけないのか。

事務局：白黒の発掘調査報告書から引用したため、白黒のデータしかない。

委員：吉崎御坊跡はこの後すぐに取りかかることになっているが、横山古墳群は後期からとなっている。後期からやっと事前調べを始めたのでは、なかなか進まない。

事務局：他の事業が前半から始めるものが多く、それらが軌道に乗れば他も手が回せると考え、横山古墳群は後期からにしている。あわら市としても横山古墳群は重要であると考えていて、事業名にはっきりと遺跡を入れているのは、吉崎御坊跡と横山古墳群だけである。吉崎御坊跡と横山古墳群を同時並行で進めるのは、現在の人数体制ではとても厳しい。

委員長：横山古墳群は令和13年からとなっているが、このとおりに進めなければならないのか。前もってやることはできないのか。

事務局：5年後に計画の見直しがあるため、そのときに、早めたり、遅らせたりすることができる。

委員：5年後に予定していても、地権者調べなどは前もってやっておくことができるので、5年後からは、すぐに同意書を取って県に提示できるよう進めておいてほしい。5年後になってから地権者調べを始めたのでは、どんどん遅れてしまう。

事務局：実は、地番と土地の所有者の名前までは分かっている。だが、あきらかに古い名前があり現所有者ではないものがあるので、そういったものを調べるのを令和13年以降にやる。

委員：勝山の平泉寺は土地が2000筆もあり、所有者が海外にいる場合もあった。その同意を取るため、それだけを必死になってやっても3、4年かかりやっとな史跡指定となった。そのため、早め、早めに進めてほしい。

委員長：吉崎御坊跡と横山古墳群を同時に進めるのは大変ということは分かるが、本当は一緒に進められると良い。それでは、今後多少の修正はあるとのことだか、保護委員会として現行案を市の文化財保存活用地域計画案として提出することによるしいか。

委員一同：了承する

〔議題3〕令和7年度市指定候補案件について

(事務局より説明)

委員：吉崎別院太鼓楼は今何に使われている建物か。

事務局：今は何にも使っていない。

委員：今は立ち入りが難しいのか。

事務局：一般客は入れていない。

委員：これは県指定にはなりそうか。

委員長：県指定にする場合、この建物だけではなく境内全体も含めた方が良いと思う。ただ、本堂に結構手が入ってしまっている。手が入る前に西別院、東別院合わせて県指定に推薦しようと思っていた。ところが、知らないうちに手を加えてしまった。そのため、県に推薦できなくなってしまった。ただ、あわら市指定文化財としては良いと思う

委員：見に行ったことがあるが、誰もおらずカーテンも閉め切っていた。いい建物だと思うが、このまま朽ちていくと修理が必要になり、修理には大変な費用がかかるだろうと思う。

事務局：指定にして、補助金を受けて修理し、公開につながれば、市として観光の目玉の一

つになると考える。

委員長：吉崎の風景の中でも印象に残る建物である。

委員：指定の前に調査をするのか。

事務局：はい。調査費用を予算化して、きちんと調べたい。

委員長：他に何かあるか。

委員：宮谷八幡神社石造狛犬はどこの石でできているのか。

事務局：高塚産の石。越前国名跡考には、高塚に石切り場があったと記されている。

委員：高塚春日神社北側の細呂木寄りのところで、以前化石が採れたところがあり、その奥に石切り場があった。

委員長：形はこの時代相応のものか。

事務局：このタイプの狛犬はこの1点しか銘文がない。

委員：この狛犬のような運べるものは実際に見て判断したい。他市の委員会では建造物など移動できないものは、見に行ってもその後で議論をしている。

事務局：はい。

委員：北瀧祭についても、一度見てみないと判断しがたい。全員で見に行くのは難しいので、ビデオを撮って見せてほしい。記録保存という観点からもビデオに残しておいた方がよい。

事務局：文化財保存活用地域計画中でもアーカイブ事業について記載しており、今後、記録を残していく予定となっている。平成29年に当時県の民俗学担当者と一緒に記録写真を撮影したものがあがるが、そのときと変わってしまっているのもう一度記録を取り直す必要があると思っている。

委員：変わったところを明らかにして指定にしなければならないが、変わる前の報告書はあるか。

事務局：福井県が作成した冊子に、北瀧祭が掲載されている。

委員：指定について地元から上がってきたものではないということだが、指定しようとしたとき受けてくれるのか。

事務局：保存会に、ぜひ指定にした方がよいと話していて、一部の人は同意してくれている。

〔報告1〕令和6年度文化財保護事業報告と令和7年度文化財保護事業経過について
(事務局より説明)

委員長：指定に向けた調査に福圓寺山門、願泉寺仏像が挙げられているが、先ほどの指定候補にはなかった。

事務局：修正する。調査は先ほど挙げた指定候補を実施する。

委員：この委員会の場では、地元から指定してほしいと上げてきたものと、指定するべきだと事務局から出してきたものを議論し、指定は難しいと判断されたものはどんどん除外して新しいものに変えていかないと分からなくなる。

事務局：はい。今回は指定候補としている太子堂。太鼓楼、狛犬、北潟祭の4つの調査を行う。

委員長：他に意見はあるか。

委員：千束一里塚榎は巻き付いているツタが樹勢を痛めているのではないか。

委員：榎は一里塚ができたときに植えられたと考えられているので、おそらく樹齢400年で、中がほとんど空洞になっている。このままでは、すべての枝が順番に折れていく可能性がある。そのため、空洞の処理や、枝が折れないようケーブルでつなぐ作業を行う。ツタは、通常であれば、あまり木に影響はないが、あそこまでつくると木がどのような状態になっているのか見ることができず、虫の住処になることもあるため、事業にはツタの除去も入れている。

事務局：今後の予定としては、今月末に入札で業者が決定し、来月の中旬以降に事業を開始できるよう進めている。

委員長：令和8年の事業計画を決めるのはいつか。今年は例年より早く9月に予算要求の締切りが来るので、8月には計画を決定したいと考えている。

委員長：それに合わせて委員会を開催する必要はないか。

事務局：そうすると、来月になってしまうので、委員のみなさんが大変かと思い、あえて入れなかった。

委員：次回の委員会開催が来年の3月では、来年度事業はすでに決まってしまうのではないか。

事務局：指定にするものがあれば、3月より早めに委員会を開催して審議にかける予定である。それでも、来年度予算は大まかには決まっている状態である。

〔報告2〕神宮寺城跡の保存活用について

(事務局より説明)

委員：全部の木を切るのか。

事務局：植林した木は除いて、竹を中心に切る。後日、委員の皆さんに現地を見ていただく。

委員長：以上ですべての次第が終わったので事務局へお返す。

事務局：それでは、令和7年度第1回文化財保護委員会を終了する。